

平成30年度 東京都小学生ゴルフ大会 兼 関東小学生ゴルフ大会予選 実施規定

主催:東京都ゴルフ連盟(TGA)

後援:東京都(予定) 関東ゴルフ連盟

協力:赤羽ゴルフ倶楽部

- 1. 期日及び場所** 平成30年4月4日(水) 赤羽ゴルフ倶楽部
北区浮間2-18-7 TEL03-3966-6155
- 2. ゴルフ規則** 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則及び本競技のローカルルールを適用する。
- 3. 競技委員会の裁定** 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、全ての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
- 4. プレーの条件** 18ホール・ストロークプレー
原則としてゴルフクラブは10本以内とする。
- 5. タイの決定** 1位～3位までにタイが生じた場合は、「マッチング・スコアカード方式」により順位を決定する。
- 6. 通過者** 平成30年度関東小学生ゴルフ大会決勝競技への通過者数は、各都県ブロックの申込者数の比率で決定されるので、決定次第TGAホームページで発表する。
予選通過者にタイが生じた場合は、「マッチング・スコアカード方式」により通過者を決定する。
- 7. 使用球の規格** 『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1b』を適用する。
(ゴルフ規則177ページ参照)
- 8. 使用クラブの規格** 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1a』を適用する。
(ゴルフ規則176ページ参照)
- 9. キャディー** 親権者(準ずる者)がゴルフバックを担いでキャディーを行う。ただし、持参した手引きカートは使用できる。正規のラウンド中、競技委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I (B) 2』を適用する。
(ゴルフ規則179ページ参照)
- 10. 競技終了時点** 競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
- 11. 参加資格** 下記(1)～(5)すべてに該当する者に参加資格を付与する。
(1)JGAジュニア会員であること。
(2)東京都内在住・在籍の小学校4, 5, 6年生であること。(開催日が4月4日(水)であるため、申込日現在は、小学校3, 4, 5年生であることに留意。)
(3)原則として、親権者(準ずる者)と2名1組で参加できること。(親権者が欠席した場合は参加できない。)
(4)18ホール平均120ストローク以内でラウンドできること。
(5)スコアカードの記入経験が無い者は参加できない。
* 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
- 12. 親権者(準ずる者)** (1)18歳以上であること。
(2)親権者に準ずる者は、アマチュア資格を有している18歳以上であること。
(3)ゴルフバックを担いでキャディーを行い、選手のマーカー業務を指導できること。
- 13. 定員** 人数の制限はない

14. **参加申込** (1)TGAホームページから参加申込書をプリントアウトして、郵送又はFAXで申し込むこと。
(2)本人又は親権者が申し込むこと。
(3)申込にはJGAジュニア会員番号が必要なので、予め確認しておくこと。
(4)TGAホームページへの申込書の掲載は2月28日(水)以降となる。
(5)申込受付確認は、前日17時までの受付について翌日ホームページに掲載する。

15. **申込受付開始** 平成30年3月1日(木) 午前10時

16. **申込受付締切** 平成30年3月12日(月) 午後5時

17. **参加料** 5,400円(消費税を含む)

必ず参加者名で、下記口座に申込締切日までに振り込むこと。

三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店 普通預金 5829486
口座名:東京都ゴルフ連盟 理事長 蛭田 信宏

* 申込締切後に参加をキャンセルした場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)

18. **プレー費** プレー費は各自で精算すること。(都連盟との特約料金、免税扱い)

19. **指定練習日** 詳細については、別途、案内する。

20. **賞** (1)男子の部、女子の部の入賞者(1位～3位)に賞状及び記念品を贈呈
(2)参加賞

21. **個人情報及び肖像権に関する同意内容** 参加申込書により、TGAが取得する個人情報は、次の目的の範囲内で他に提供することについて、予め同意することを要する。

(1)TGAが主催する競技の参加資格の審査

(2)大会開催及び運営に関する業務 これには

①参加者に対する競技関係書類の発送

②競技の開催に際し、競技関係者に対する参加者の氏名、生年月日、所属団体、その他選手紹介情報ならびに競技結果の公表を含む。

(3)TGAが取得する参加申込者の個人情報と、その競技における競技結果の記録の保存、ならびに競技終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。

(4)大会中、連盟役員等が撮影した映像の著作権は主催者に譲渡することを、予め承諾することを要し、その取扱いは上記(3)に準ずる。